○京田辺市市民活動団体情報ウェブサイト登録要綱

平成２４年３月１５日

告示第３６号

改正　令和２年３月３１日告示第９２号

令和４年７月１日告示第２１５号

（趣旨）

第１条　この告示は、市民の社会貢献活動への参加の機会を広げるため、京田辺市市民活動団体情報ウェブサイトに市民活動団体の情報を登録することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　ウェブサイト　京田辺市がインターネット上に公開しているホームページで、市民活動団体の情報を公開するものをいう。

（２）　市民　市内に在住し、在勤し又は在学する者及び市内に事務所又は事業所を有する者をいう。

（登録の要件）

第３条　登録の対象となる団体は、自主的かつ自発的に不特定多数の者の利益の増進に寄与する市民活動団体であって、次の各号の全てに該当するものとする。

（１）　別表に掲げる活動を行っていること。

（２）　３名以上の市民で構成され、市内の居住地にとらわれず入会できる団体であること。

（３）　団体の主たる活動の場所が京田辺市内であること。

（４）　次に掲げる団体に該当しないこと。

ア　特定の個人又は事業者の収入を得ようとし、又は宣伝しようとすることを目的とする団体

イ　宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする団体

ウ　政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とす

る団体

エ　特定の公職者（候補者を含む。）若しくは政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体

オ　暴力団の統制にある団体若しくは暴力団員を構成員に含む団体

カ　法令その他公序良俗に反する活動を行う団体

（登録の申請）

第４条　登録をしようとする団体は、京田辺市市民活動団体情報ウェブサイト登録申請書（別記様式第１号）に必要事項を記入の上、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。ただし、学生が主体となる団体等特に市長が認めた団体については、第２号から第５号までの添付書類の提出を省略することができる。

（１）　会員の住所又は通勤通学先の所在地が記載されている名簿

（２）　団体の規約又は会則

（３）　団体の年間事業計画書

（４）　団体の年間予算書

（５）　その他市長が必要と認める書類

（登録）

第５条　市長は、前条の規定による申請があったときは、内容を審査し、適当と認めたときは、次に掲げる事項をウェブサイトに登録するものとする。

（１）　団体名

（２）　代表者氏名

（３）　事務所の所在地及び連絡先に関する事項

（４）　設立の時期

（５）　活動分野

（６）　会員数

（７）　会費に関する事項

（８）　活動内容に関する事項

（９）　その他市長が必要と認める事項

２　市長は、前項の規定により登録したときは、京田辺市市民活動団体情報ウェブサイト登録承認済通知書（別記様式第２号）により、当該団体に通知す

るものとする。

３　市長は、第１項の規定による審査の結果、登録しなかったときは、京田辺市市民活動団体情報ウェブサイト登録不承認通知書（別記様式第３号）により、当該団体に通知するものとする。

（登録の継続）

第６条　前条第１項の規定により登録を受けた団体（以下「登録団体」という。）が登録を継続しようとする場合は、毎年度、市長が定める期限までに京田辺市市民活動団体情報ウェブサイト登録（継続・変更・抹消）届出書（別記様式第４号）を当該年度に係る第４条第１号、第３号及び第４号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、学生が主体となる団体等特に市長が認めた団体については、第３号及び第４号の添付書類の提出を省略することができる。

２　市長は、登録団体が前項に掲げる書類を市長が定める期限までに提出しないときは、登録を抹消するものとする。

（登録内容の変更）

第７条　登録団体は、登録内容に変更があったときは、京田辺市市民活動団体情報ウェブサイト登録（継続・変更・抹消）届出書により速やかに市長に届け出なければならない。

（登録の抹消）

第８条　登録の抹消を希望する登録団体は、京田辺市市民活動団体情報ウェブサイト登録（継続・変更・抹消）届出書により市長に届け出なければならない。

２　市長は、登録団体が第３条に規定する要件を満たさなくなったとき又は市民団体としての公益活動を著しく逸脱するなど社会通念上好ましくない行為等があったと認められるときは、その登録を抹消することができる。

（委任）

第９条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、平成２４年３月１５日から施行する。

附　則（令和２年３月３１日告示第９２号）

この告示は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和４年７月１日告示第２１５号）

この告示は、令和４年７月１日から施行する。

別表（第３条関係）

番号	活動の区分
1	保健、医療又は福祉の増進を図る活動
2	社会教育の推進を図る活動
3	観光の振興を図る活動
4	農村又は中山間地域の振興を図る活動
5	学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
6	環境の保全を図る活動
7	災害救援活動
8	地域安全活動
9	人権の擁護又は平和の推進を図る活動
１０	国際協力の活動
１１	男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
１２	子どもの健全育成を図る活動
１３	情報化社会の発展を図る活動
１４	科学技術の振興を図る活動
１５	経済活動の活性化を図る活動
１６	職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
１７	消費者の保護を図る活動
１８	前各項に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
１９	その他まちづくりの推進を図る活動

別記
様式第１号（第４条関係）

（表）

年　　月　　日

京田辺市市民活動団体情報ウェブサイト登録申請書

（あて先）京田辺市長

団体名
代表者

京田辺市市民活動団体情報ウェブサイトの登録について、関係書類を添えて申請します。

ふ り が な	
団　体　名 （正式名称）	
ふ り が な	
代 表 者 氏 名	
事務所の所在地	（〒　　－　　）
TEL	□公開する。□公開しない。
FAX	□公開する。□公開しない。
E ﾒｰﾙ	□公開する。□公開しない。
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ	
設 立 の 時 期	年　月　日
活　動　分　野	該当するものすべてに□印にレ点をつけ、主たる活動分野１つに○をつけてください。 □保健、医療又は福祉の増進　□社会教育の推進 □観光の振興　□農村又は中山間地域の振興 □学術、文化、芸術又はスポーツの振興 □環境の保全　□災害救援　□地域安全 □人権の擁護又は平和の推進　□国際協力 □男女共同参画社会の形成の促進　□子どもの健全育成 □情報化社会の発展　□科学技術の振興　□経済活動の活性化 □職業能力の開発又は雇用機会の拡充支援　□消費者の保護 □団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助 □その他まちづくりの推進
会　員　数	人

（裏）

会　　費	
活　動　内　容	

《市記入欄》

受付日		入力年月日	
資　料	□会員名簿　□会則等　□年間事業計画書　□年間予算書		

様式第２号（第５条関係）

文　書　番　号
年　　月　　日

団体名
代表者　　様

京田辺市長

京田辺市市民活動団体情報ウェブサイト登録承認済通知書

年　　月　　日付けで、申請のありました京田辺市市民活動団体情報ウェブサイトの登録について審査した結果、登録することになりましましたので通知します。

様式第３号（第５条関係）

文　書　番　号
年　　月　　日

団体名
代表者　　様

京田辺市長

京田辺市市民活動団体情報ウェブサイト登録不承認通知書

年　　月　　日付けで、申請のありました京田辺市市民活動団体情報ウェブサイトの登録について審査した結果、下記の理由により登録しないことになりましたので通知します。

記

理由

様式第４号（第６条、第７条、第８条関係）

年　　月　　日

（あて先）京田辺市長

団　体　名
代　表　者

京田辺市市民活動団体情報ウェブサイト登録（継続・変更・抹消）届出書

下記のとおり、京田辺市市民活動団体情報ウェブサイトの登録（継続・変更・抹消）を届け出ます。

記

□登録継続
→該当年度の会員名簿、年間事業計画書、年間予算書を提出してください。

□登録変更

変　更　事　項	
変　更　内　容	

※登録継続と登録変更を同時に届出する場合は、両方にチェックしてください。

□登録抹消

理由	

別記様式第１号（第４条関係）

様式第２号（第５条関係）

様式第３号（第５条関係）

様式第４号（第６条、第７条、第８条関係）